

# ○小田原市自殺対策計画策定検討委員会会議傍聴要領（案）

（平成30年8月21日）

小田原市自殺対策計画策定検討委員会会議傍聴要領

（趣旨）

**第1条** この要領は、小田原市自殺対策計画策定検討委員会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

**第2条** 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を会議傍聴受付個票に記入し、職員  
の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

（傍聴の制限）

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

**第4条** 傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコンその他音を発する情報通信機器の電源を切ること。ただし、議長の許可を得た場合にあつては、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

（撮影、録音等の禁止）

**第5条** 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、会議の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

**第6条** 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、会議が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

**第7条** この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成30年8月21日から施行する。

様式（第2条関係）

傍聴受付個票

審議会等名称	小田原市自殺対策計画策定検討委員会
平成	年 月 日
氏 名	
傍聴者番号	